

コロナ対策で財政規模は過去最大に

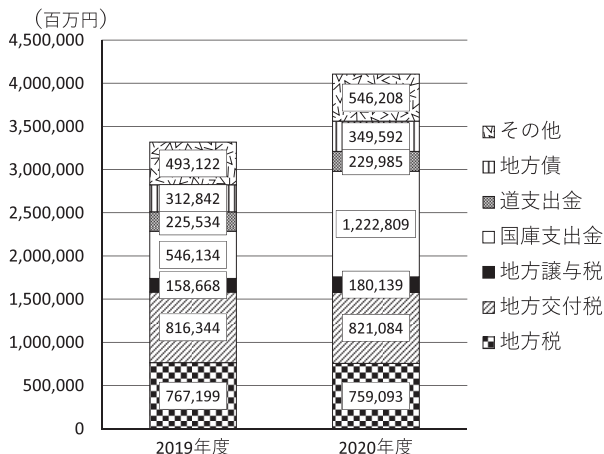
二〇二〇年度道内市町村決算の概要

辻道雅宣

1 コロナ対策で決算規模は初の4兆円台

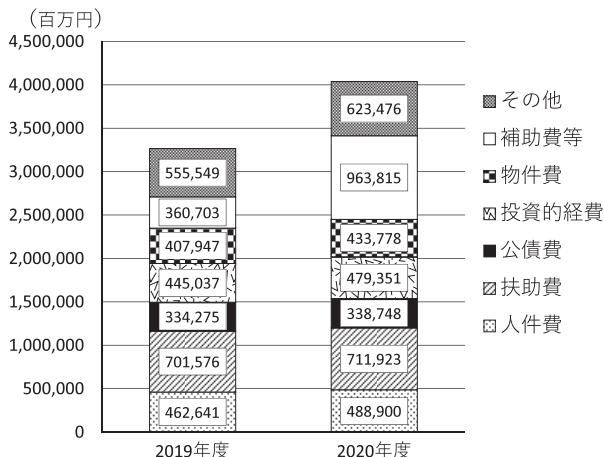
道内市町村の二〇二〇年度の歳入歳出決算額は、初めて四兆円を超え過去最大となり、歳入総額は、前年度比七八九〇億円増（同二三・八％増）の四

図1 歳入決算額の比較（2019と2020年度）



[出所]令和2年度道内市町村の財政概要(道市町村課)より作成

図2 歳出決算額の比較（2019と2020年度）



[出所]令和2年度道内市町村の財政概要(道市町村課)より作成

兆一〇八九億二一〇〇万円。歳出総額は同七七二億円増（同二三・六％増）の四兆三九九億九一〇〇万円となった（後掲の一覧表参照）。

決算額が大幅増となったのは、新型コロナウイルス感染症対策のためで、歳入では国庫支出金が前年度から一二三・九％増、六七六億七五〇〇

万円増額の一兆二二一〇億六六〇〇万円となった（図1）。コロナ感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金一〇一四億八九〇〇万円、特別定額給付金給付事業費・事業費補助五二七八億五六〇〇万円、その他新型コロナウイルス感染症対策関係交付金三三〇億八〇〇〇万円、三つの合計は六六二四億二七〇〇万円となった。増額となった国庫支出金のほとんどはコロナ感染症対策で、うち特別定額給付金がコロナ関連の八割を占めた。

歳出では補助費等が前年度から二・六倍の九六三八億一五〇〇万円となり、住民一人一〇万円を交付した定額給付金や事業者への補助などのコロナ感染症対策で大幅に増額した（図2）。

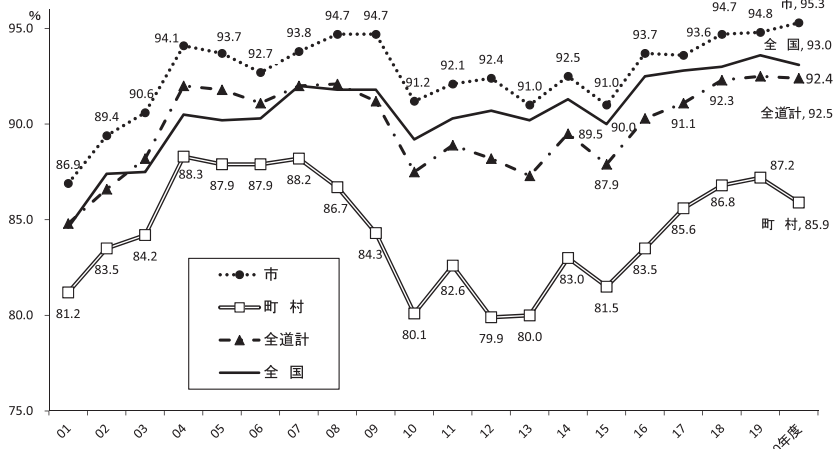
2 経常収支比率は市微増、町村低下

経常収支比率は、必ず支出しなければならず、容易には削減できない義務的、経常的経費（人件費、公債費、扶助費、操出金、補助費等、経常的な物件費、維持補修費）に、地方税、普通交付税、譲与税といった経常一般財源をどのくらい充当したかをみる比率で、自治体財政の弾力性を示す比率として用いる。

経常収支比率の町村と全道平均値は低下したが、市は前年度よりわずかに上昇した（図3）。

二〇二〇年度から会計年度任用職員の人件費が計上され、市、町村とも人件費の伸びが高くなった。市町村とも福祉分野の扶助費、借金返済の公

図3 経常収支比率の推移



【出所】北海道市町村の普通会計決算の概要(道市町村課)、市町村普通会計決算の概要(総務省)より作成

借費は前年度より増えたが、町村は比率計算の分母となる一般財源が二・五%伸びたので全体の比率は低下した。一方、市は地方税の減少率が町村より高かったため、一般財源の伸びが低かったことが影響して、比率は上昇した。

比率が九〇%を超えると一般財源の残余が少な

くなるため、財政運営は窮屈になり、一〇〇%を超える、経常的な支出に臨時的な収入を充てる苦しい財政運営となる。一〇〇%に近い自治体は注意が必要。

夕張市は財政再生振替債の返済が多いため、比率が一〇〇%を上回っている。美唄、登別、芦別は一〇〇%近くで高く、後掲の表では記載されていないが、民間委託費を含む物件費、一部事務組合負担金がある補助費等、他会計への操出金が影響しているのかもしれない。

後志管内赤井川村は比率が一〇・九%と高い。管内町村と比較して、物件費と補助費等の比率が高いという特徴があり、数年度にわたる変化をみる必要がある。財政規模が小さいので、決算額の増減が比率に影響しやすい。

一方、比率が市、町村平均値に比べ極端に低い場合は、管内や類似の市町村に比較して住民サービスの水準が低い、職員数と給与が抑制されていないのか、といった点検が必要だ。

かつては借金返済の公債費が比率を高めていたが、近年では物件費、補助費等、操出金、維持補修費の比率が高くなっている。

3 基金残高と地方債残高は微増

(1) 6割以上で基金残高増

道内市町村の基金残高の合計は七三二八億一七〇〇万円、前年度比四・七%増、三二八億八六〇

〇万円増額した。借金返済のための減債基金は市、町村とも減少したが、財政調整基金、特定目的基金が増えた。

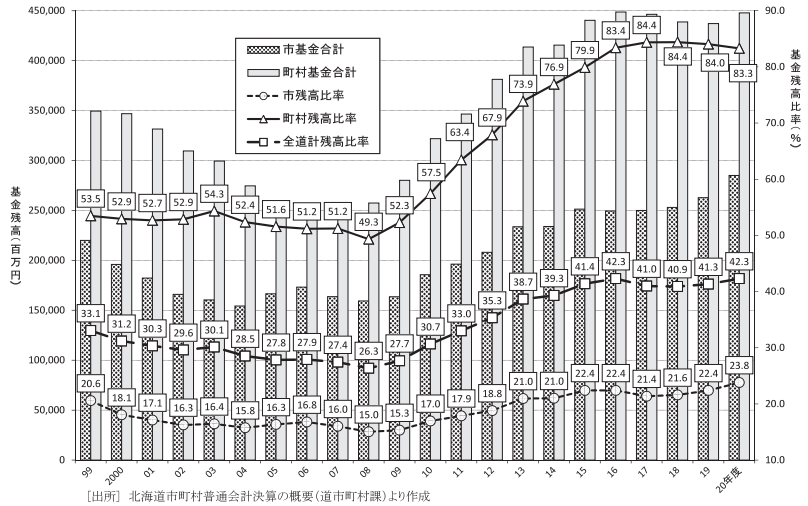
市の残高は二八五〇億円で、前年度比八・五%増、二二二億三五〇〇万円増額。町村の残高は、四四七八億一五〇〇万円、前年度比二・四%増、一〇六億五一〇〇万円の増額となり、市の伸びが高かった。

前年度からの増額が顕著だったのは、紋別市五二・一%増、基金残高一二億四八〇〇万円、標準財政規模比一二・二・六%。根室市五二・五%増、残高一九億四〇〇万円、同一二八・八%。釧路管内白糠町四三・八%増、残高一〇億二九〇〇万円、同一二六・八%で、ふるさと納税寄付額の多い上位三自治体。

標準財政規模に対する基金現在高比率は、市二・三・八%(札幌除く市三・三・三%、町村八・三・三%、全道計四・二・三%となった(図4)。比率が一〇%を超えているのは五四市町村あり、これらの市町村はあとでみる将来負担比率が発生しているか、著しく低くなっている。

年度当初、コロナ禍で税収減や感染症対策のために、多額の基金の取り崩しが懸念されたが、全体で基金は増額となった。単年度収支に基金積立金と地方債の繰上償還の「黒字要素」と、基金取り崩しの「赤字要素」を加味した、実質単年度収支が赤字になったのは六九市町村で前年度の一〇二から大きく減少した。

図4 基金残高と現在高比率

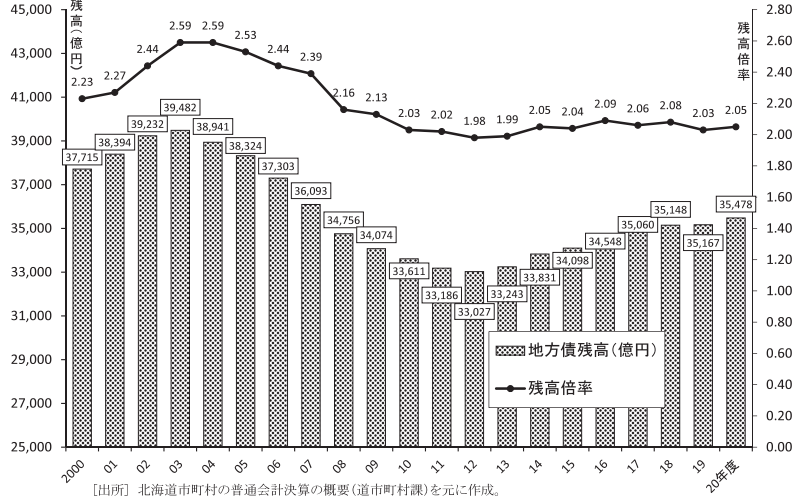


(2) 半数以上で借金残高減少

二〇二〇年度の地方債残高は三兆五四七八億円、前年度(三兆五一六七億円)比〇・九%増と微増し、地方債残高倍率は二・〇五(前年度二・〇三)とわずかに高くなった(図5)。

臨時財政対策債の残高は、札幌市と未発行の泊

図5 地方債残高と残高倍率



村を除いた市町村で減少した。全道計では緊急防災・減債事業債二四四億七五〇〇万円増、公共施設等適正管理推進事業債二五三億三〇〇〇万円増、過疎債一七九億五一〇〇万円増額となった。一一〇市町村が前年より残高が減少し、七九市町村が増えた。

今後の地方債返済の重さをみる地方債現在高倍

率(借金倍率)は、市二・〇九(前年度二・〇八)、町村一・九五(同一・九二)とわずかに高くなった。倍率が二・〇倍を超えると借金返済で財政運営が窮屈になる。三・〇倍を超えると返済の負担は重く、財政運営は厳しくなり、事業の縮小や見送りをはじめ、給与の削減といった影響が出てくるおそれがある。

倍率が二・〇倍以上は七二市町村で前年度の八二から減少した。このうち三・〇倍を超えているのは、夕張市、北見市、神恵内村、寿都町、大空町、厚真町の六自治体。神恵内村は、前年度二・二三倍から三・五二倍へと一気に高くなった。村の広報誌(二〇二一・三)によれば、役場庁舎建設のための起債によるもので、歳入決算の三四%が地方債収入だった。

借金残高のピークは過ぎたのか、これからピークなので、借金返済の重さは異なる。

4 健全化判断比率4指標

自治体財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律、二〇〇八年度施行)では、以下の四指標のうち一つでも基準を超えた自治体は、早期健全化計画もしくは財政再生計画の策定が義務づけられ、財政の健全化が再生を図ることになる。再生自治体の夕張市を除き、基準を超える自治体はない。各指標の状況みてみよう。

①実質赤字、連結赤字の自治体はない

二〇二〇年度決算は実質赤字比率、連結実質赤字比率が発生した自治体はなかった。

△実質赤字比率▽は、標準財政規模に対する普通会計の実質収支の赤字の比率で、実質収支比率と同じである。標準財政規模に応じて健全化基準（市町村一・五％から一五％）が設定され、赤字比率が二〇％（都道府県五％）を超えると再生自治体になる。再生基準二〇％は、旧財政再建法における財政再建団体の実質収支の赤字比率二〇％（五％）と同じ設定である。

実質収支が赤字にならないと実質赤字比率は発生しないので、議会への報告、ホームページや広報で公表される健全化判断比率等の状況では、「赤字は発生していない」と空欄になっていて、決算カードでも空欄になっている。一方、健全化判断比率の算定内容の情報として、黒字の数値を公表する自治体が徐々に増えてきている。

後掲の一覧表では、黒字の比率を正の値で表示してある。実質赤字比率と同じ実質収支比率は、経験的に三％から五％程度の黒字が妥当な水準とされてきた。これ以上の黒字は住民福祉の向上や負担の軽減に充てるのが望ましい。

△連結実質赤字比率▽は、普通会計に加え、特別会計、公立病院や上下水道などの公営企業会計も対象にし、自治体の各会計の収支を合算した赤字の比率。連結赤字が発生した自治体はない。

過去に連結赤字の発生した自治体は、公立病院

会計の資金不足によるケースが多かった。二〇二〇年度は七病院で資金不足比率（事業規模に対する資金不足の比率で経営状態の悪化を示す指標、二〇％以上が経営健全化基準）が発生したが、合算した収支全体では赤字を解消している。

二〇一九年度、資金不足比率が発生したのは一六病院だったが、二〇年度は七病院まで減少し、かつ不足比率も低下した。コロナ感染症患者の病床確保などの緊急包括支援交付金が収支改善につながったようだ。しかし、交付金は短期的、緊急的なものであり、交付金の継続は確約されていない。

連結の赤字比率も収支が黒字だと、該当なし、赤字は発生していない、となり決算カードでは空欄になっている。後掲の表では、黒字の連結比率を正の値で表示してある。

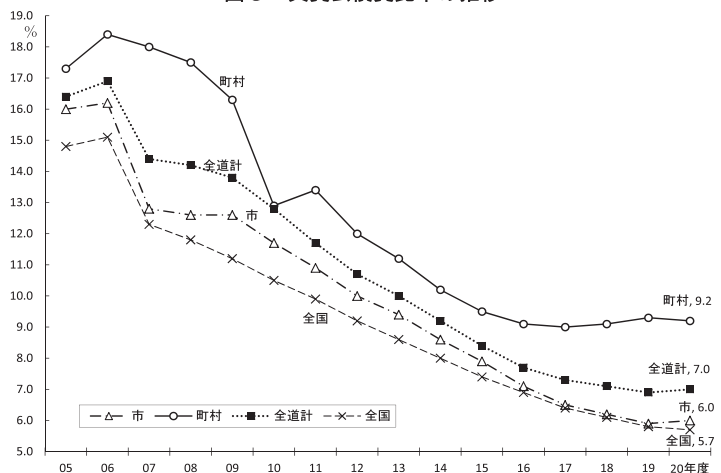
早期健全化基準は、標準財政希望に応じて市町村は一六・二五％から二〇％以上、都道府県八・七五％以上。財政再生基準は市町村三〇％以上、都道府県一五％以上の赤字比率となる。

②実質公債費比率は低位水準

地方債発行の許可制から協議制への移行（二〇〇六年度）にともない、実質公債費比率で起債の制限を行い、健全化判断比率としても用いる。三年の加重平均値で借金返済の重さを見る。

一般単独事業債の発行が制限されていた二五％以上が早期健全化基準になり、公共事業債が制限

図6 実質公債費比率の推移

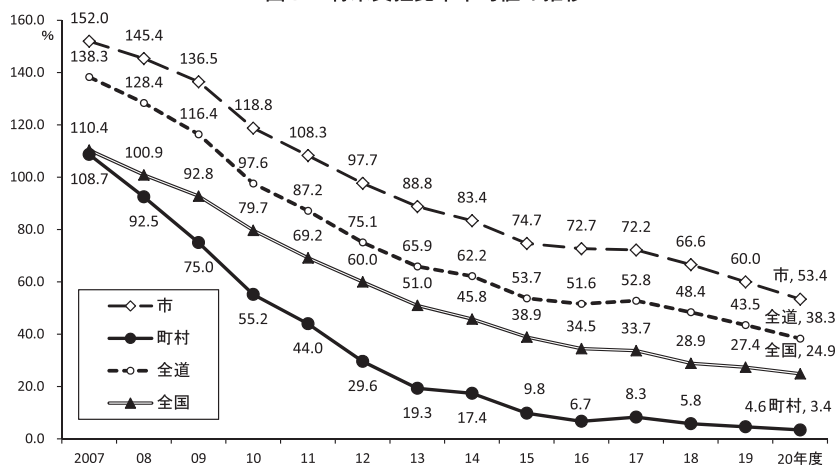


【出所】北海道市町村の普通会計決算の概要(道市町村課)、市町村の普通会計決算の概要(総務省)より作成

される三五％以上が財政再生基準となる。また一八％を超えると公債費負担適正化計画を策定し、地方債の発行は許可制となる。

財政再生自治体の夕張を除き、二五％の健全化基準を超えている自治体はない。また、一八％以上の起債許可団体もない。夕張市は、再生振替特別債の元利返済金が毎年度約二六億円と多額なため、実質公債費比率が高い。二〇二〇年度は七〇・％と再生基準三五％を大きく上回っている。再

図7 将来負担比率平均値の推移



【出所】北海道市町村の普通会計決算の概要(道市町村課)、健全化判断比率の基礎数値(総務省)より作成

生振替債の元利返済が完了し、三カ年の加重平均の比率が再生基準を下回る二〇二九年度で再生計画を終える。

比率はこの間一貫して低下傾向にある(図6)。比率がマイナスになる自治体は、地方債の繰上償還で返済は終わっているが、返済の交付税措置分

があり、その年度の実際の元利償還から措置分を差し引くとマイナスになるので、比率もマイナスになる。

なお、単年度返済金が大きく変動しても、比率は三カ年の加重平均のため、比率が大きく上昇や低下をしない。

③将来負担比率はさらに低下

将来負担比率は一貫して低下し、二〇二〇年度の全道平均値は三八・三%、市五三・四%、町村は三・四%まで低下した(図7)。町村の四割強で比率が発生していない。

特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクターも含め、一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、まち全体の借金をみる指標。早期健全化基準は市町村三五%以上、政令指定都市と都道府県は四〇%以上。再生基準の設定はない。夕張市は二〇二〇年度で健全化基準を下回った。

比率が発生していない自治体は、負債がないことを意味をしない。返済に充てること可能な基金、地方債償還の基準財政需要額参入見込み額(交付税措置分)などが、将来負担する負債の額よりも多くなるため、計算上マイナスの比率になる。

基金残高が多く、借金残高の少ない自治体は、比率が低い。逆に借金残高が多く、基金残高が少ない自治体は、比率が高い傾向にある。比率が発生していないと、決算カード

などでは空欄になっているが、後掲の表ではマイナスの数値を記載してある。

二〇二〇年度は、新型コロナウイルス感染症対策として年度当初からの国の補正予算に連動した財政出動があり、一方、税収減が見込まれ、厳しい財政運営を反映した決算が危惧されたが、一般財源が確保され、税収減に対応した減取補てん債の発行、そしてコロナ関連交付金により、決算規模は四兆円を超えた。新型コロナウイルス感染症対策の影響が大きく表れた決算となった。

ひきつづくコロナ禍と人口減少のなか、財政は厳しい、このままでは破綻する、といった理由で、給与をはじめとする削減提案が出てくるかもしれない。提案を鵜呑みにするのではなく、決算分析をおして財政運営の状況と健全性を把握し、住民福祉の向上と行政水準は確保されているのか、といったチェックが必要だろう。

へつじみち まさのぶ・北海道地方自治研究所研究員